

平成 25 年 4 月 15 日制定

令和 3 年 6 月 1 日一部改正

[総務部総務法務課]

## 1 趣旨

この要領は、原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険性について科学的に十分に解明されていないこと等のため、子どもの健康上の不安から避難を余儀なくされている者のうち、子どもが避難したことにより、子どもと親が離ればなれになっている避難者（以下「母子避難者等」という。）に対し、母子・父子避難者等及びその移動経路に係る証明書（別紙様式 1 以下「証明書」という。）の交付の手続について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 原発事故 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故をいう。
- (2) 子ども 満 18 歳に達してから最初の 3 月 31 日を過ぎるまでの者をいう。
- (3) 避難 原発事故による避難（郡山市内の避難を除く。）をいう。

## 3 交付対象者

証明書の交付の対象者は、原発事故発生時に郡山市内に居住しており、原発事故により避難をして二重生活を強いられている母子避難者等（妊婦を含む。）及び福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等を除く。）及び宮城県丸森町に残る父親等（妊婦の夫を含む。）とする。

## 4 申請方法

証明書の交付を受けようとする者は、母子・父子避難等及びその移動経路に係る証明申請書（別紙様式 2 以下「証明申請書」という。）に、次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者（委任による手続の場合であっても、委任者とする。）の運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他本人であることを証明することができる書類のコピー
- (2) 現在の申請者世帯及び避難者世帯の住所等を確認できる次に掲げる書類（申請者世帯にあっては、(4) の書類と重複する場合は、添付を要さない。）
  - ア 住民票を移している場合 避難先における住民票の写し
  - イ 住民票を移していない場合 次の書類のいずれか
    - (ア) 応急仮設住宅に避難している者 応急仮設住宅使用許可証、貸与許可証等のコピー
    - (イ) 民間賃貸住宅等を自ら借りて避難している者 賃貸契約書等のコピー
    - (ウ) 親類宅等に避難している者 同居証明書（別紙様式 3）
- (3) 避難元及び避難先での雇用・就労先がわかる書類（別紙様式 4）及び在学・修学先がわかる書類（別紙様式 5）
- (4) 平成 23 年 3 月 11 日時点で郡山市に居所としての住居があったことを証明する次のいずれかの書類（平成 23 年 3 月 11 日時点で郡山市に住民登録がされていなかった者に限る。）
  - ア 氏名・住所が確認できる平成 23 年 3 月 11 日時点の住居の賃貸契約書のコピー（平成 23 年 3 月 11 日が契約期間に含まれるものに限る。）
  - イ 氏名・住所が確認できる平成 23 年 3 月 11 日時点の電気、水道、ガス、携帯電話その他の公共料金等の請求書又は領収書のコピー（平成 23 年 3 月分が含まれるものに限る。）

ウ 東京電力の自主的避難に係る損害賠償が支払われたことを証明できる支払い通知のコピー等  
(5) 母子手帳のコピー（申請者が妊婦の場合に限る。）

## 5 交付

市長は、証明申請書の提出があったときは、原発事故による避難であることを聞取りの上これを審査し、適当と認めたときは、証明書を交付する。

## 6 証明手数料

証明書の交付手数料の全部は、郡山市手数料条例（平成 11 年郡山条例第 46 号）第 9 条の規定に基づき免除する。証明書を郵送する場合の、郵送料についても同様とする。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、証明書の交付に伴う手続については、別紙「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」（国実施要領）によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に提出されている改正前の郡山市原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置に係る証明書の交付に関する要領の様式（事項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の郡山市原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置に係る証明書の交付に関する要領の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

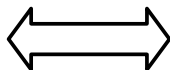
福島県

No,

年 月 日から 年 月 日まで有効

母子・父子避難等及びその移動経路に係る証明書

<無料措置対象路線内の利用区間>



(途中乗車・下車不可)

続柄	氏名	年齢 ( .4.1時点)	現在の住所又は居所	対象路線内の 最寄りIC
本人				
続柄	氏名	年齢 ( .4.1時点)	現在の住所又は居所	対象路線内の 最寄りIC
続柄	氏名	年齢 ( .4.1時点)	現在の住所又は居所	対象路線内の 最寄りIC
続柄	氏名	年齢 ( .4.1時点)	現在の住所又は居所	対象路線内の 最寄りIC
続柄	氏名	年齢 ( .4.1時点)	現在の住所又は居所	対象路線内の 最寄りIC
続柄	氏名	年齢 ( .4.1時点)	現在の住所又は居所	対象路線内の 最寄りIC

上記の者の住所又は居所及び移動経路は上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

郡山市長

印

## <利用方法>

- ・ 市町村より本証明書を発行された方が運転又は同乗することで措置を受けることができます。
- ・ 入口では必ず通行券を受け取る必要があります。
- ・ 出口料金所において、係員のいるレーンでは本証明書と本人確認用書面(いずれも原本)を提示の上で、通行券を提出する必要があります。
- ・ 出口料金所において、料金精算機が設置されているレーンでは、呼び出しボタンまたはレバーにより係員を呼び出す必要があります。
- ・ 出口料金所で本証明書の提示ができない場合は、無料措置の適用を受けることができません。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置の適用を受けることができません。
- ・ 入口を ETC/一般 の混在レーンを利用する際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入する必要があります。ETCカードを車載機に挿入したまま進入しますと、ETC扱いとなり無料措置の適用を受けることができません。
- ・ スマートICは利用できません。
- ・ 山形自動車道・日本海東北道(湯殿山IC～酒田みなとIC)、東京外環道等のNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など「福島県・宮城県内のNEXCO路線(東北道・常磐道等)と別料金の路線」は対象外です。またこれらの道路を経由した後のNEXCO路線の走行(首都高速を経由して東名高速道路を走行した場合 等)は対象外になります。
- ・ 本証明書記載の利用IC以外を利用した場合、無料措置の適用を受けることはできません。措置対象区間内での途中流入、流出した走行又は措置対象区間を超えた走行の場合、無料措置の適用を受けることができません。必ず記載の利用ICから流入及び流出してください。ただし通行止めの場合においては、その限りではありません。出口料金所において、走行が中断させられた旨を申し出て下さい。

※本人確認用書面:運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

※有効期限外または当支援措置が終了した後は、本証明書は利用できません。

# 母子・父子避難等及びその移動経路に係る証明申請書

郡山市長

次ページに記載の同意事項に同意の上、母子・父子避難者等証明書を申請します。

年 月 日

申請者の住所 又は居所  ※対象地域に 残っている者	(住 所)							
	(アパート・マンション名)				(号室)			
フリガナ			TEL	( )				
	氏 名							
平成23年3月11日 における世帯の 住所又は居所  ※上記と同じ場合は、 同上と記載	(住 所)							
	(アパート・マンション名)				(号室)			
緊急連絡先	* 固定電話または携帯電話が使用できない場合は、申請者に必ず連絡ができる方の名前と電話番号を記入してください。							
	フリガナ				TEL	( )		
氏 名								
避難者の住所 又は居所  ※対象地域から 避難した者	(住 所)							
	(アパート・マンション名)				(号室)			
申請者世帯 構成員  ※対象地域に 残っている世帯の者	氏 名	続柄	生年月日	年齢 <small>(H25.4.1時点)</small>	氏 名	続柄	生年月日	年齢 <small>(H25.4.1時点)</small>
	※続柄は申請者からみた関係を記載し、申請者本人の場合は本人(父)のように、( )書きで世帯における子どもから見た続柄を記載してください。							
避難場所 ※申請者が避難 している場合	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 借上げ公営住宅 <input type="checkbox"/> 借上げ民間住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 親類宅 <input type="checkbox"/> その他【							
避難世帯 構成員  ※対象地域から 避難した世帯の者	氏 名	続柄	生年月日	年齢 <small>(H25.4.1時点)</small>	氏 名	続柄	生年月日	年齢 <small>(H25.4.1時点)</small>
	避難場所 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 借上げ公営住宅 <input type="checkbox"/> 借上げ民間住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 親類宅 <input type="checkbox"/> その他【							
家族間の 移動経路	<p>(うち措置対象路線内の区間: )</p> <p>※道路事情により避難元・避難先から最短距離のインターチェンジ又はその隣接インターチェンジ以外を記載する場合は、その事情も合わせて記載してください</p> <p>(注) 首都高速、東京外環道等の「福島県・宮城県内のNEXCO路線(東北道・常磐道等)と別料金の路線」は移動経路に含まれていても措置の対象外です。</p>							

委 任 状

年 月 日

市(町・村)長 殿

に、母子・父子避難者等証明申請書の請求について委任します。

申請者 氏名

## 同意事項

- 証明書発行に係る避難者資格の有無等の確認のため、本申請書の記載事項その他の住民情報等を利用し、当該個人情報に関係機関に提供、照会すること。また、避難状況等に関する調査のため、左記個人情報を関係行政機関に提出すること。
- 本申請書のみで避難状況が確認できない場合には、追加の関係書類の提出等により、避難状況を明らかにすること。
- 記載間違い等により避難状況の確認が取れず、かつ、申請者(代理人を含む。)に連絡がつかない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなすこと。
- 虚偽その他不正な手段により(同意事項に反する場合など)証明書の発行を受けたことがわかった場合は、本証明書を返還すること。
- 紛失等やむをえない場合を除き、本証明書を重複して申請しないこと。
- 虚偽の申請の事実が発覚した場合、刑事罰の対象となることもあります。
- 平成23年3月11日時点で住所又は居所は、対象市町村にあったこと。

### (添付書類)

#### ①平成23年3月11日時点の居所を確認する書面

※平成23年3月11日時点で住民登録がされていない者及び外国人に限る

- 平成23年3月11日時点に対象市町村に居所としての住居があったことを証明する書面(いずれか一つ)
  - ア 氏名・住所が確認できる平成23年3月11日時点の住居の賃貸契約書のコピー(平成23年3月11日が契約期間に含まれるもの)
  - イ 氏名・住所が確認できる平成23年3月11日時点の住居の公共料金請求書のコピー(電気、水道、ガス、携帯電話等)の領収書のコピー(平成23年3月分が含まれるもの)
  - ウ 東京電力の自主的避難に係る損害賠償が支払われたことを証明できる書類(支払い通知のコピー等)

#### ②現在の住所等(=申請者の現在の住所等及び避難者の避難先の住所等)を確認する書面

※申請者世帯用と避難世帯用の両方が必要です。ただし、申請者世帯用が①と重複する場合は、添付不要です。

- 避難先における住民票の写し
  - 住民票を移していない場合(下記の書面のいずれか一つ)
    - ア 応急仮設住宅に避難されている方 応急仮設住宅使用許可証・貸与許可証等のコピー
    - イ 民間賃貸住宅等を自ら借りて避難されている方 賃貸契約書等のコピー
    - ウ 親類宅等に避難されている方 同居証明書(別紙様式1)
- ※入居者全員の氏名が記載されているもの。全員氏名が記載されていない場合、避難先への照会等で発行に時間がかかることがあります

#### ③避難元及び避難先での就労・就学等の実態がわかる書類(該当する申請者分全員)

- 雇用・就労先がわかる書類(別紙様式2)及び在学・就学先がわかる書類(別紙様式3)

#### ④避難者が妊婦の場合 母子手帳のコピー

#### ⑤申請者(委任を行う場合は委任者)の本人確認用書面 ※窓口で直接申請する場合は、窓口で掲示することで添付を省略してかまいません

- 運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的書面のコピー

年 月 日

## 同居証明書

下記の者は、 年 月 日から、避難に伴い私と同居していることを証明します。

住所

世帯主氏名

印

※世帯主の実印で捺印してください。

### 記

避難者氏名	氏 名	生年月日	氏 名	生年月日

(添付書類)

印鑑証明書。ただし、印鑑証明の住所と現住所が異なる場合は、同居を証明する者の現住所が確認できる書類  
(運転免許証、健康保険証、住民票等の写し等公的機関により発行された証明書)

年 月 日

## 就労申告書

私は下記の通り就労していることを申告します。

就労者氏名	( 年 月 日生)
就労先名称	
就労先住所	〒 TEL ( )

※自営業者の場合は、事業代表者名（中心者）と主たる事務所の住所を記入ください。



年 月 日

## 就園・就学申告書

下記の通り就園・就学していることを申告します。

保護者氏名	(就園・就学者との関係： )
現在の 住所又は居所	〒 TEL ( )
就園・就学者 氏 名	
就園・就学者 生年月日	年 月 日 生
就園・就学先	
就園・就学先 住 所	〒 TEL ( )
転入園・転入学 年月日	年 月 日 転入園・転入学